

国土交通省認定セミナー

ガイドラインセミナー 3月10日(水)

13:30~17:00 (受付開始13:00)

国土交通省が定める「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の14項目の要求事項について、具体的な事例を交えて解説する内容となっております。そのため、「これから安全管理体制の構築を目指す事業者の方」や「新たに運輸安全マネジメントの担当になった方」向けの内容となっております。

リスク管理(基礎)セミナー 3月11日(木)

9:00~12:30 (受付開始8:30)

事故やヒヤリ・ハット情報の収集・活用について、進め方や具体的手法等を解説するとともにワークショップを通じて、事故の再発防止・未然防止の取り組み方法について理解を深める内容となっております。そのため、「安全教育担当者」や「事故の再発防止・未然防止に取組みたい方」向けの内容となっております。

内部監査(基礎)セミナー 3月11日(木)

13:30~17:00 (受付時間13:00)

ガイドラインで求めている内部監査について、その意義や実施する際の注意事項、実施方法等を具体的な解説及びワークショップを通じて理解を深める内容となっております。そのため、「内部監査の担当者」や「今後、内部監査を実施する予定の方」向けの内容となっております。

各セミナー共通

1. 場 所：宮城県トラック研修センター3F (仙台市若林区卸町5丁目8-3)
2. 受講料：5,200円 (テキスト代含む)
3. 申込み：インターネットまたはFAX (別紙申込書) にてお申し込みください。

認定セミナーシステム：<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/index.html>

受講のメリット(監査インセンティブ)

運送事業者の経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが国土交通省において確認された場合には、地方運輸局の長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるかとされています。(貸切バス事業者は除く) 詳細は、国土交通省へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】独立行政法人自動車事故対策機構 仙台主管支所
安全マネジメント担当 (内澤、梶田、原、齊藤)

TEL: 022-204-9902 FAX: 022-782-1825

運輸安全マネジメントセミナー（国土交通省認定セミナー）申込書

自動車事故対策機構 仙台主管支所 行 FAX：022-782-1825

会社名		
業態 (○をして下さい)	バス（乗合・貸切）	タクシー トラック
車両台数	両	申込ご担当者名：

（申込者1）

(フリガナ) 参加者お名前		生年月日	
		昭和 平成	年 月 日
所属営業所名			
営業所住所	〒 (電話：) (FAX：)		
お役職		受講希望のセミナー	○印
		3月10日 ガイドライン	
経営管理部門の要員 (○をして下さい)	該当する 該当しない	3月11日 リスク管理	
		3月11日 内部監査	

（申込者2）

(フリガナ) 参加者お名前		生年月日	
		昭和 平成	年 月 日
所属営業所名			
営業所住所 ※申込者1と同じ場合は記載不要です	(電話：) (FAX：)		
お役職		受講希望のセミナー	○印
		3月10日 ガイドライン	
経営管理部門の要員 (○をして下さい)	該当する 該当しない	3月11日 リスク管理	
		3月11日 内部監査	

※1枚で2名様までお申込みいただけます。2名様以上の場合はコピーしてご利用下さい。
 ※認定セミナーの監査インセンティブは「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。

国土交通省へ受講の通知をすることに同意いただけますか (○をして下さい)	同意する	同意しない
---	------	-------

運輸安全マネジメントセミナーについて

認定セミナーとは？

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発を図るため、民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等の中で、一定の基準を満たし、事業者の安全管理体制の構築・強化に有効であると国土交通省が「認定」したセミナーです。

経営管理部門とは？

「経営管理部門」とは、「現業実施部門（輸送の安全に係る運行、整備等の輸送サービスの実施に直接携わる部門）を管理する責任・権限を持つ部門」とされており、具体的には、経営トップ（社長）、安全統括管理者、その他安全担当の役員・部長等が該当します。

ご注意

【受講について】

当セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっております。運輸安全マネジメントの理解を深める良い機会になると思われまので、是非、積極的にご参加ください。

【監査インセンティブについて】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成26年1月24日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注1. 監査を「免除する」というものではありません。

注2. 受講するだけではインセンティブの対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注3. 貸切バス事業者は監査方針により当インセンティブは対象外です。

お問い合わせ先

ご質問・ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

(独) 自動車事故対策機構 仙台主管支所

TEL：022-204-9902 安全マネジメント担当：内澤・梶田・原・齊藤

FAX：022-782-1825 (申込先番号)